

京都市立芸術大学大学院教員支援（FD）委員会設置要綱

（平成24年4月1日理事長決定）

（平成28年4月1日一部改正）

（目的及び設置）

第1条 本学の教育理念及び学部目標に基づき、教員が主体的に行う授業改善に資することを目的とし、教育方法の研究、工夫を積極的に推進するため、学長のもとに設置する。

（任務）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の推進を図ることを任務とする。

- (1) 授業改善のための基本方針の策定に関する事項
- (2) 研修会及び講習会の開催に関する事項
- (3) 教員の教授活動の相互研鑽に関する事項
- (4) 学生による授業評価の実施に関する事項
- (5) 学生の学習能力の育成に関する事項
- (6) 学部間共通カリキュラムの開発支援に関する事項
- (7) その他委員会が必要と認めた事項

（組織）

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育支援（FD）担当理事
- (2) 美術学部長・美術研究科長及び音楽学部長・音楽研究科長4名
- (3) 日本伝統音楽研究センター所長
- (4) 美術学部教務委員長及び音楽学部教務委員長2名
- (5) 各学部教授会から推薦された専任教員2名
- (6) 事務局長
- (7) その他学長が指名する者 若干名

（任期）

第4条 委員の任期は、職務上委員となる者を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第5号及び第7号までの委員は再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、教育支援（FD）担当理事を充てる。

3 副委員長は、美術学部長及び音楽学部長を充てる。

（事務）

第6条 委員会の事務は、教務学生課が行い、必要に応じて関係部署が協力するものとする。

（雑則）

第7条 この要綱に定めのない事項は、委員長が委員会の同意を得て決めることができる。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。